

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月2日

【発行者名】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【電話番号】 03-6205-1649

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** 日本中小型クオリティバリュー株ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年7月12日付をもって提出しました有価証券届出書について、2021年8月18日実施の書面決議において信託を終了(繰上償還)することが可決されたことに伴う訂正事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(7) 申込期間

2021年7月13日から2022年1月6日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、2021年8月18日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、取得の申込みは2021年9月2日までとなります。

（繰上償還手続きの実施について）

当ファンドは信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の増加が見込み難く、将来的な受益者の皆さまの利益が懸念される状況となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還を実施する予定です。

この繰上償還は、2021年7月13日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2021年8月18日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2021年9月3日をもって繰上償還を行います。

なお、2021年7月13日以降に、当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの取得申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

<訂正後>

(7) 申込期間

2021年7月13日から2021年9月2日まで

当ファンドは、2021年9月3日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

(8) 申込取扱場所

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(2) ファンドの沿革

2019年1月25日 信託契約締結

2019年1月25日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

< 訂正後 >

(2) ファンドの沿革

2019年1月25日 信託契約締結

2019年1月25日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

2021年9月3日 当ファンドの信託の終了（予定）

(3) ファンドの仕組み

(以下略)

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託期間

2019年1月25日から2024年10月10日まで、もしくは下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

2021年8月18日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、2021年9月3日までとなります。

(4)計算期間

(以下略)

<訂正後>

(3)信託期間

2019年1月25日から2021年9月3日までです。

当ファンドの信託期間は2024年10月10日まででしたが、信託を終了(繰上償還)することとなったため、信託期間は2021年9月3日までとなりました。

(4)計算期間

(以下略)

以上